

委託契約書（案）

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と、

（以下「乙」という。）は、令和8年度沖縄県納税通知書等作成業務（以下、「本件委託業務」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、本件委託業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（信義誠実）

第2条 甲及び乙は、信義誠実の原則に従い、相互の信頼関係を維持し、誠実に本件委託業務を履行するものとする。

（委託業務の処理方法）

第3条 乙は、本件委託業務を別紙「令和8年度沖縄県納税通知書等作成業務委託仕様書」（以下「本件仕様書」という。）に従って処理しなければならない。

2 前項の本件仕様書に定めのない細部の事項については、甲乙が協議の上、定めるものとする。

（委託期間）

第4条 委託期間は、この契約の締結の日から令和9年3月31日までとする。

（納入）

第5条 乙は、本件仕様書に定められた納入予定日及び納入場所に従って、本件委託業務の各工程における成果物を甲に納入するものとする。

（委託料）

第6条 甲は、本件委託業務に対する委託料として、金　円（うち消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額　金　円）を乙に支払うものとする。

2 前項に規定する消費税等の額は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第7条 契約保証金は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第101条第1項の規

定に基づき、契約保証金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 10 以上を県に納付するものとする。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の各号に該当する場合は、免除とする。

(再委託等の禁止)

第8条 乙は、本件委託業務の印字に係る部分に関して第三者に委託し、又は請け負わせではない。ただし、あらかじめ甲の指示を受けた場合又は書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 乙は、第 1 項により第三者に委託した場合、再委託先に対し、第 15 条及び第 16 条の規定にかかわらず秘密情報及び個人情報を取扱わせることができるものとする。再委託先から再委託を行う場合も同様とする。

4 乙が第 1 項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第9条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(受託者の責任)

第10条 乙は、本件委託業務の履行において、受託者としての財政上及び法律上のすべての責任を負うものとする。

2 乙は、本件委託業務に従事する要員に対し、使用者として法律に規定されたすべての義務を負うものとする。乙からの再委託先、再々委託先に関しても同様とする。

(資料等の貸与及び返還)

第11条 乙から甲に対し、本件委託業務の遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合は、甲乙協議の上、甲は乙に対してこれらの提供を行うものとする。

2 乙は、前項に掲げる貸与された資料等を委託業務以外の目的に使用してはならない。

3 甲から提供を受けた資料等が本件委託業務の遂行上不要となった場合、乙は、遅滞なくこれらを甲に返還し、又は甲の指示に従った措置を行うものとする。

(資料等の整理)

第12条 乙は、甲から貸与された本件委託業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもつて管理し、かつ、本件委託業務以外の用途に使用してはならない。

(進捗状況の報告等)

第13条 乙は、本件委託業務の実施に際して適切な品質管理を行うとともに、甲に対して本件委託業務の進捗状況について報告を行わなければならない。

2 前項の規定による報告の期日については、甲乙の協議により定めるが、甲は報告を求め又は必要な調整を行うことができる。

(実地検査)

第14条 甲は、この契約に規定する事項を確認するため、事前に乙に通知し、乙と協議のうえ、本件委託業務の作業に立ち会い、又は必要な事項について調査することができる。

(機密保持)

第15条 甲及び乙は、相手方から開示を受けた機密情報（機密表示のあるものに限り、以下同じ）を善良なる管理者の注意をもって機密に保持するものとし、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する情報は、機密情報として取り扱わないものとする。

- (1) 機密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
- (2) 機密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- (4) この契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

2 甲及び乙は、相手方から機密情報の開示を受けた事実及びその存在の有無を第三者に開示又は漏洩してはならない。

3 甲及び乙は、機密情報を機密に保持するために合理的な措置を講じなければならない。

4 乙は、第8条第1項ただし書きを適用する場合を除き、書面による甲の承諾なくして本契約に関連して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が履行され、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。この場合において、別記「個人情報取扱特記事項」と契約本文の規定が相違するときは、契約本文が優先するものとする。

(月間作業報告書)

- 第17条 乙は、毎月速やかに月間作業報告書を提出しなければならない。
- 2 甲は、提出された報告書の内容に疑義がある場合、該当箇所に関する点検を実施することができる。

(委託料の請求及び支払い)

- 第18条 委託料の請求は1ヶ月ごととし、月額 金 円 (うち消費税等の額 金 円) とする。
- 2 乙は、毎月初めに前月分の委託料を甲に請求するものとする。
- 3 甲は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(甲の解除権)

- 第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 乙がその責めに帰すべき事由により、本契約に違反したとき。
- (2) 乙がその責めに帰すべき事由により、委託期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- 2 乙は、前項の規定により、この契約が解除されたときは、委託料の100分の10に相当する額を甲に支払わなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(暴力団等の排除)

- 第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本件委託業務契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどし

ているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 甲は、必要に応じ、次に掲げる事項の措置を講じることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて沖縄県警察本部長に意見を聞くこと。

(2) 前号の意見を聴取に得た情報を他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用すること。

(下請負契約等に関する契約解除)

第21条 乙は、本件委託業務契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)をいう。また下請負人等が本件委託業務契約に関して個別に契約する場合の契約の相手方を含む。以下同じ。)が、排除対象者(前条第1項の各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本件委託業務契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第22条 乙は、本件委託業務契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(損害賠償)

第23条 乙は、本件業務の処理に関し乙の責めに帰すべきこと又は乙が本契約に違反したことにより甲に損害を与えたときは、甲にその損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由により発生した損害については、この限りでない。

2 前項の規定により賠償すべき損害額は、第6条の委託料相当額を限度として甲乙協議の上、定めるものとする。

3 乙は、本件業務の処理に関し乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、乙の責任においてその賠償をしなければならない。

(納入期限の延長)

第24条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により委託期間内に履行することができない

事由が生じたときは、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告があった場合において、同項の事由が乙の責めに帰することができないものと認めるときは、甲は、相当と認める日数の延長を認めるものとする。

(遅延違約金)

第25条 前条第1項の規定による報告があった場合において、同項の事由が乙の責めに帰する場合であっても委託期間後に確実に履行される見込みがあると認めるときは、甲は、乙から遅延違約金を徴収して相当と認める日数の延長を認めることができる。

- 2 前項の遅延違約金の額は、委託期間の翌日から納入した日までの日数に応じ、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に定める率と同じ率を支払金額に乗じて得た額を遅延利息として、乙が指定する期日までに支払うものとする。ただし、天災、地変その他の乙の責によらないものについては、違約金は徴収しない。
- 3 前項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を参入しない。

(事故発生の通知)

第26条 乙は、本件委託業務の完了前に事故を生じたときは、直ちにその状況を書面により甲に通知しなければならない。

- 2 前項の事故が、個人情報の漏洩、滅失、損傷等の場合には、漏洩、滅失、損傷等した個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面をもって、直ちに甲に報告しなければならない。

(契約不適合責任)

第27条 納入された成果物が本契約の仕様に適合しないものであるとき(以下「不適合」という。)は、当該不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものである時を除き、甲は乙に対し、成果物の補修等の履行の追完を請求することができる。

- 2 前項に基づく請求期間は第1条の契約期間満了から起算して1年間とする。
- 3 第1項の規定に基づく不適合に起因して甲が実際の通常かつ直接の損害を被った場合、甲は乙に対し、当該損害の直接の原因となった本件委託業務の料金相当額を上限として、当該損害の賠償を請求することができる。

ただし、乙の責めに帰すべきことができない事由から生じた損害及び逸失利益については、乙は賠償責任を負わないものとする。

(契約変更の制限)

第28条 本件仕様書別紙2において、印字処理等、その件数が予定として表示されている項目については、実際の処理件数等が本件仕様書の予定件数と異なった場合でも、契約金額の変更を行うことはできない。

(契約の費用)

第29条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第30条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(セキュリティポリシーの遵守)

第31条 乙は、本契約に基づき業務を遂行するにあたって「沖縄県情報セキュリティ基本方針」及び「沖縄県情報セキュリティ対策基準」(以下、「セキュリティポリシー」に定める事項を遵守するものとする。

2 乙は、業務の遂行にあたって、セキュリティポリシーに定める事項が遵守できる体制を整えるとともにセキュリティポリシーの遵守に関して従業員に教育を実施するものとする。

(帳簿等の整備及び保存)

第32条 乙は、委託料について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

- (1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
- (2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後5年間保存しておかなければなければならない。

(管轄裁判所)

第33条 この契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(協議)

第34条 この契約書の各条項若しくは仕様書の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書に定めのない事項については、甲と乙の双方が信義誠実の原則に従った協議の上、これを解決し、書面により確認を行うものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事 玉城 康裕 印

乙

印

別記 I

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本件委託業務契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、本件委託業務契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。本件委託業務契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、本件委託業務契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、本件委託業務契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等については、施錠できる保管庫又は施錠、入退管理の可能な保管室に格納する等適正に保存管理しなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（本件委託業務契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（本件委託業務契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、本件委託業務契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出さなければならない。

(収集の制限)

第6 乙は、本件委託業務契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、本件委託業務契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、本件委託業務契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、本件委託業務契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、本件委託業務契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者 派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者に本件委託業務契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、本件委託業務契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、本件委託業務契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務 完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、本件委託業務契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

- 5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（検査及び報告）

- 第13 甲は、乙が本件委託業務契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び本件委託業務の履行状況について、隨時実地に検査することができる。
- 2 甲は、乙が本件委託業務契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び本件委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

（事故報告）

- 第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

（指示及び報告）

- 第15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（特定個人情報の取扱い）

- 第16 乙は、個人番号を含む個人情報の取扱いに際しては、第1から第15までの規定に掲げるもののほか、別記II「特定個人情報の取扱い」に定める事項を遵守しなければならない。

（契約解除）

- 第17 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、本件委託業務契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

- 第18 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

（その他）

- 第19 乙は、第1から第18までの規定に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

別記II

特定個人情報の取扱い

(基本的事項)

第1 乙は、本件委託業務契約による業務の処理に当たっては、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、不正な利用及び提供並びに漏えい等が発生しないよう適正に取り扱わなければならない。

(閲覧等の制限)

第2 乙は、本件委託業務契約による業務の処理にあたり特定個人情報を閲覧又は使用する場合は、必要最小限度で従業者に対し閲覧又は使用を認めるものとし、閲覧又は使用する従業者名簿を作成し、名簿を保管しなければならない。

(閲覧等の記録)

第3 乙は、特定個人情報の閲覧又は使用の履歴を記録し、保管しなければならない。

(提供の記録)

第4 乙は、特定個人情報の收受又は提供を記録し、その記録を保管しなければならない。

(資料等の提出)

第5 乙は、甲から指示がある場合は、甲に対して第2から第4にて作成した資料を提出しなければならない。

(資料等の保管)

第6 乙は、第2から第4にて作成した資料を7年間保管しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(その他)

第7 乙は、第1から第6までの規定に掲げるもののほか、特定個人情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。

情報セキュリティ特記事項

乙は、以下の要件を遵守し、遵守できる体制を整えること。

- (1) 本件委託業務を実施するために必要な者を特定し、必要な情報の利用については最小限の利用権限を設定すること。
- (2) 本件委託業務の際に使用したID・パスワード等を適切に管理し、使用する必要が無くなつた時点で甲と協議のもと削除、無効化等を行うこと。
- (3) 本件委託業務による事務に従事している者に対して、次の点を遵守させるとともに教育を実施すること。
 - ・ 乙によって割り当てられたアクセス権を遵守し、他者のアクセス権を利用しないこと。
 - ・ 無断で設計書、マニュアル等の作成・修正をしないこと。
 - ・ 無許可で設計書、マニュアル等を持ち出さないこと。
 - ・ この節で規定する義務に反する事態が発生した場合及び発生することが予見される場合は、乙に対して報告をさせること。
- (4) 本件委託業務に際して、乙の支配下にある機器を利用する場合は、次の事項を遵守すること。
 - ・ 本件委託業務に関与していないものが、設計書、マニュアル等にアクセスできないよう、措置を講ずること。
 - ・ 本件委託業務の終了時に、甲から入手した資料や業務過程の作成資料等、業務の受託により知り得た情報すべてを消去し、再利用できないような措置を講ずること。
- (5) 事故時の対応として、次の点を遵守すること。
 - ・ 上記(1)～(4)の項目に反する事態（以下「事故」という。）が発生した場合の対処方法を事前に定め、甲に提出すること。
 - ・ 事故が発生した場合は、速やかに影響の範囲の拡大防止の対策をとるとともに、甲に報告すること。
 - ・ 事故の具体的な内容、原因、実施した対処措置等を記した報告書を甲に提出すること。
 - ・ 再発防止策を立案・実施し、その策を甲に提出すること。

以上